

競争入札参加資格申請に係るQ&A

NO	分類	Q	A
1	資格要件	「引き続き 2 年以上その営業を行っていること。」について。個人と法人の通算でも構いませんか？	通算でも構いません。ただし、個人営業していたことが分かる下記書類の添付が必要です。 • 税務署に提出した個人事業開業届 • 税務署に提出した個人事業廃業届 • 業者登録開始年 4 月 1 日から 2 年以上前の個人事業主として契約した契約書の写し • 法人登記(事業の同一性の確認) • 青色申告決算書一式（2 年前の事業年度のもの・税務署受付印が押印されたもの）
2	納税（完納）証明書	現在、税金を分割納付しています。今回、業者登録の申請は可能ですか？	完納が条件となっていますので、今回申請はできません。
3	納税（完納）証明書	納期到来分は完納していますが、納期末到来分はまだ納付していません。今回、業者登録の申請は可能ですか？	可能です。
4	配給水管工事の業種区分	配給水管工事の業種区分（土木一式→水道施設）は令和 3 年度から変更となっているのですか？	はい。平成 30 年度の登録更新の時にお知らせしましたとおり、令和 2 年度で経過措置は終了しました。令和 3 年度から配給水管工事の建設業法における工事の種類を、土木一式工事から水道施設工事に変更しています。 工事種類の変更に伴い配給水管工事の技術者資格や格付のための総合評定値(P)などの取り扱いも変更しています。 <ul style="list-style-type: none"> • 特定建設業許可 土木工事業 ⇒ 水道施設工事業 • 配置技術者の資格要件 土木一式工事 ⇒ 水道施設工事 • 経営事項審査の総合評定値 土木一式工事 ⇒ 水道施設工事
5	身分証明書	貼付書類にマイナンバーの記載や保険者証の被保険者等記号・番号はどのようにしたらよいですか？	提出書類にマイナンバーの記載や保険者証の被保険者等記号・番号等がある場合は必ず黒塗りにして提出してください。
6	建設業許可・経審	建設業許可・経審が申請の〆切日に間に合いません。どうすればよいですか？	建設業許可・経審に係る申請書（業者登録申請の〆切日までの日付で受付印が押されているもの）の写しで仮受付します。 <ul style="list-style-type: none"> • お手元に建設業許可・経審が届き次第メールで提出してください。 (宛先 : keiyakukensa@city.kawachinagano.lg.jp) • スキャナー等で PDF 形式とし、ファイル名は『●●●_20_経審.pdf』としてください。（●●●は会社名等） <p>・仮受付中は、全ての希望工種において業者登録名簿に登載しません。建設業許可・経審が提出された後、審査のうえ登載します。</p> <p>（例）登録可能な 4 工種中、建設業許可・経審待ちが 1 工種で、残り 3 工種の書類は完備されていたとしても、4 工種全て審査待ちとなり、登載しません。</p> <p>・期限（申請受付年度の 3 月 15 日）までに提出がなければ、仮受付は取消となります。</p>
7	競争入札参加資格申請（業者登録申請）	昨年度に競争入札参加資格申請（業者登録申請）を行いましたが、今回の令和 8 年度の申請は必要ですか？	昨年度に競争入札参加資格申請（業者登録申請）の手続きをした場合で、登録内容に変更がない場合は、今回の申請は不要です。 なお、申請済みの場合であって、登録可能業種数に空きがある場合は、希望業種を追加することができますが、この場合には申請が必要となります。